

年 月 日

世田谷区長 へ

世田谷区議会議長 様

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

世田谷区政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について 別紙政務活動費の交付に関する会派（異動、解散）届のとおり
- 2 議員について 別紙政務活動費の交付に関する議員届のとおり